

ホストタウン推進要綱の一部改正について

- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「2020年東京大会」という。）の開催に向けて、スポーツ立国、グローバル化の推進、地域の活性化、観光振興等に資する観点から、参加国・地域との人的・経済的・文化的な相互交流を図る地方公共団体を「ホストタウン」として全国各地に広げるため、ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）を策定の上、取組を進めているところ。
- 全国のホストタウンは2017年7月の第四次登録時点で252自治体あり（12月11日開催の本会議において第五次登録を公表予定）、相手国との交流が全国で活発になる一方、今後、2020年東京大会が近づくとつれて、相手国・地域において、想定する競技種目の本大会への出場が叶わない等の状況に至り、相手国・地域との交流計画の遂行が困難となるホストタウンが出てくる可能性がある。
- また、ホストタウンの登録に向け交流計画を提出しているものの、継続審査となる自治体もあり、その後の相手国との交渉如何で交流計画の取下げを希望する自治体が出てくることも想定される。
- 以上のことから、本要綱に交流計画の取下げ規定を設けることとしたい。

ホストタウン推進要綱の一部改正について

平成 29 年 12 月 ● 日
2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会
におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定案

ホストタウン推進要綱（平成27年9月30日2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会におけるホストタウン関係府省庁連絡会議決定）の一部を次のように改正する。

第3項「登録の手続き」を「登録等の手続き」に改め、第3項第5号の次に次の第6号を加える。

(6) 提出した交流計画を取り下げる場合は、事務局にその旨を報告する。

附 則

この要綱は、平成29年12月11日から施行する。